

仙台経済の回復を目指す当面の取り組み

～4つの柱と16の集中経済施策～

仙 台 市 経 済 局

○仙台市では、今回の震災による市内企業の被災実態を把握するため、4月中旬に市内の企業732社を対象にした聞き取り調査を行いました。その結果、今回の震災では、建物や設備に甚大な直接被害を受けた企業のみならず、取引先の営業停止等による需要の減少といった間接的な被害により、営業活動や資金繰りに深刻な影響を受けている企業が数多く発生したことが明らかとなりました。

○本市経済のいち早い復興にあたっては、まずはこうした企業に対する営業再開・経営安定化に向けた資金面の支援を早急に行うほか、風評被害や旅行マインドの低下による交流人口の減少という課題に対応するため、イベントやコンベンションの誘致・開催に力を入れてまいります。

○さらに、力強い仙台市経済の復興を進めるため、新たな食と農のフロンティアづくり、企業の新規投資の促進、商店街に対する支援の強化、交流人口の拡大など中長期的な視野に立った産業支援に努めます。

○このような甚大な人的・物的な被害の状況にあっては、ひとり仙台市のみでの取り組みでは効果が限定的となるため、国に新たな制度創設を要請しつつ、関係機関と効果的な連携をはかりながら、東北全体を牽引する経済活力を創出していきます。

○早急な本市の経済の立て直しに向け、次の4つの政策の柱と16の集中経済施策によって、スピード感のある対策を行ってまいります。

<4つの柱>

I. 企業経営を支え、事業の再生を応援します

II. 賑わいの創出により、観光業・小売業などを支援します

III. 仙台の農業と市民の食を支えるため、早期営農再開を支援します

IV. 緊急の雇用対策により、市民の生活基盤を守ります

I .企業経営を支え、事業の再生を応援します

集中施策×4

- 施策1 3年間返済猶予の災害関連融資制度の創設
- 施策2 製造業施設の現地復旧に対する補助制度の創設
- 施策3 事業所を失くした事業者へのオフィス等の無償提供
- 施策4 事業創出・拡大に向けた取り組みへの支援

施策1 3年間返済猶予の災害関連融資制度の創設

○り災した中小企業者が、事業再開等のため本市の災害関連の融資制度を利用した場合、据置期間を3年に延長するとともに、据置期間中の利子と保証料を市が全額補給します。これにより、3年の据置期間中は利払いなどの費用負担がなくなります。併せて返済期間も3年間延長します。

- ・補給対象となる融資限度額 3,000万円
- ・返済期間(うち据置期間) 運転資金 7年 → 10年(据置 1年 or 2年 → 3年)
設備資金 12年 → 15年(据置 1年 or 2年 → 3年)
- ・融資利率 1. 5% (3年間は市が補給)
- ・保証料 0. 7% (3年間は市が補給)
- ・要件 り災証明を受けた者

施策2 製造業施設の現地復旧に対する補助制度の創設

○被災した市内企業の工場の、現地での建て替えや設備更新に対する新たな補助制度を創設し、復旧費用を軽減することにより、工場の早期再開を支援します。

- ・助成要件 投下する固定資産相当額1億円以上(市内中小企業者は1千万円以上)
- ・基本助成 被災企業の現地建て替え、設備更新への補助
(中小企業) 固定資産税等相当額を3年分(上限なし)
(港地区) 現地建て替えのみ、事業規模に関わらず、固定資産税等相当額を3年分(上限各年1億円)
- ・要件 現地建て替え り災証明を受けた者が現地で建て替えを行う場合又は
り災証明(全壊)を受けた者が復旧等を行う場合
設備更新 り災証明を受けた者が設備更新を行う場合

施策3 事業所を失くした事業者へのオフィス等の無償提供

○震災によりオフィスが使用不能となり、事業再開に支障をきたしている中小企業等に対し、基礎的な什器備品類、OA機器等を備えたオフィスを賃料無料で貸し出すことにより、早期の事業再開を支援します。

- ・貸し出すオフィス 仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館プロジェクトルーム(3室)

○今後、更なる事業用施設の確保、提供を検討していきます。

施策4 事業創出・拡大に向けた取り組みへの支援

○震災により売上げが減少している地域の中小企業等に対して、首都圏における展示会、販売会において、新製品、特産品などの出展販売の機会を提供し、合わせて地域のデザイナー、クリエイター等を活用したブースデザインの提供、PRツール開発支援等を行うことにより、新たな顧客の獲得、販路開拓に向けたより効果的なPR活動を展開し、地元事業者の経済的な復興を支援します。

○震災を乗り越え、新たなビジネス参入に意欲的な事業者に対して、ニーズに対応した専門家の派遣や企業訪問、各種セミナーを行うなど、新たな事業の創出を支援します。

II. 賑わいの創出により、観光業・小売業などを支援します

集中施策×5

施策5 東北の夏祭りの集結イベント「六魂祭」の開催

施策6 伊達武将隊による全国観光キャラバン等の実施

施策7 地元お勧めのギフト商品の販促キャンペーンの展開

施策8 商店街等の賑いイベントに対する補助制度の拡充

施策9 国際コンベンションの誘致

施策5 東北の夏祭りの集結イベント「六魂祭」の開催

○仙台・宮城、東北の震災に立ち向かう姿を全国的にアピールし、東北への大勢の観光客の誘致を目指すため、東北の夏祭りが仙台に一堂に集結し、競演するイベントを開催します。

・ **参加祭** 青森ねぶた祭、秋田竿灯まつり、盛岡さんさ踊り、仙台七夕まつり、山形花笠まつり、福島わらじまつり

・ **日程** 7月16日（土）、17日（日） ・ **場所** 勾当台公園市民広場 ほか

施策6 伊達武将隊による全国観光キャラバン等の実施

○仙台・東北の復興の姿を全国にアピールし、交流人口の回復を図るキャンペーン

「おいでよ！ 仙台・宮城、東北へ」の一環として、名古屋を皮切りに「伊達武将隊」による全国キャラバンを展開します。また、今年度の七夕まつりは、震災復興祈念のシンボルとして力強く立ち上がる仙台・東北の姿やメッセージを内外に発信していきます。

○企業が行う、研修旅行や全国会議等の誘致を目的に、温泉旅館が自ら企業にプレゼンを行う営業活動を支援する「企業旅行誘致事業」を実施します。

施策7 地元お勧めのギフト商品の販促キャンペーンの展開

○地元お勧めの商品を、全国の企業や個人にギフト商品として採用していただくため、

お取り寄せ商品として広く PR し、物産事業者の販売支援を行う「ありがとう 仙台・宮城～感謝を込めて～」キャンペーンを展開します。

- ・観光コンベンション協会の HP 内にキャンペーン用ページを設置
- ・仙台商工会議所の HP にもリンクを貼り、全国の商工会議所を通じ協力を呼びかけ
- ・キャンペーン用シールの活用

施策 8 商店街等の賑いイベントに対する補助制度の拡充

○復興に向け風評被害を払拭し、交流人口の拡大や販売促進につなげるため、商店街等が行う各種イベントに対し、補助率及び助成限度額の引き上げを行い、中心部および地域の賑わいの創出を支援します。

- ・通常のイベント助成 補助率 4分の1 限度額 25万円
→補助率 5分の3 限度額 35万円
- ・特別選考によるイベント助成 補助率 3分の2 限度額 100万円
→補助率 4分の3 限度額 150万円

施策 9 国際コンベンションの誘致

○2015年に開催される国連防災世界会議を東北地方の複数の被災地と連携して誘致し、東日本大震災の経験とそこからの復興を世界にアピールします。

○大規模な国際コンベンションの誘致に積極的に取り組み、元気な東北を発信するとともに交流人口の拡大を目指します。

<国連防災世界会議について>

- ・概要 防災戦略等を議論する国連主催の世界会議
- ・参加機関 (2005年神戸開催時)
国連加盟国168ヶ国、国連機関等国際機関78機関、NGO161団体
- ・開催規模 (2005年神戸開催時) 参加者約4000人以上、パブリックフォーラムは4万人以上

III. 仙台の農業と市民の食を支えるため、早期営農再開を支援します

集中施策×3

施策 10 早期営農に向けた農地の復旧・再構築

施策 11 本格営農再開までの当面の支援

施策 12 本格営農再開への支援と流通支援

施策 10 早期営農に向けた農地の復旧・再構築

○壊滅的被害のあった東部農地において、ポンプの仮復旧による一部稼動を行うとともに、田畑に堆積したガレキなどの撤去を今年度中に完了します。

○除塩、土砂の撤去、幹線水路や排水機場の復旧・再整備に取り組み、できるだけ早期の営農再開を目指します。

・**東部道路東側の農地**

農地全域の再生には相当の年数が見込まれますが、早期の営農再開に向けて順次、ガレキ等の撤去、排水機場の復旧、再整備などを実施します。

・**東部道路西側と霞目雨水幹線の間の農地**

作物栽培が困難な塩分濃度になっているため、来年度には営農が可能となるよう排水機能の仮復旧や除塩作業などを進めます。

・**霞目雨水幹線西側の農地**

本年度からの作付ができるように用排水路の応急仮復旧、一部塩分濃度の高い農地での除塩作業などを進めます。

施策 1 1 本格営農再開までの当面の支援

○被災農家で組織する「復興組合等」が営農再開に向け、作付けが困難となった農地の復旧作業を行う場合に支援金を支給し、組合が被災農家に活動内容に応じて支払います。

・水田 10 a 当たり 支援単価：35,000 円

・畑 10 a 当たり 支援単価：40,000 円

○津波により被災した農地の全面復旧には、相当程度の年数を必要とすることから、その間の経営支援の一環として代替農地における経営再開を支援します。

・**対象者** 被災農業者等

・**支援内容** ア．代替農地斡旋

イ．賃借料の助成（限度額 個人 10 万円、団体 50 万円）

ウ．農機具リース料の一部助成（補助率 1/2 限度額 50 万円）

*助成期間は、初年度限り

施策 1 2 本格営農再開への支援と流通支援

○営農再開に向けた農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入等を対象として、営農組織等に補助します。

・共同施設利用の復旧並びに営農用資材及び農業用機械を確保するための助成

・津波によりパイプハウスが流失した畑作農家の経営再建を支援するための、新たに設置するパイプハウス設置に助成

・災害を受けた共同利用施設を原形に復旧することを目的に助成

○り災した農業者等が営農再建のために本市の災害関連の融資制度を利用した場合、施設の復旧や新たな施設整備、運転資金の確保のため、融資資金の利子補給を行います。

・**仙台市農業災害復旧資金**

貸付限度額 農業者 500 万円、団体等 2,000 万円

償還期間 6 年以内（据置期間 1 年以内）

貸付利率 0.5% (貸付時期により変動します)

・天災資金

貸付限度額 農業者250万円、団体等2,000万円

償還期間 7年以内

貸付利率 無利子

○中央卸売市場の取扱高の減少を受け、場内事業者の経営への深刻な影響を緩和するとともに、消費者への生鮮食料品の安定供給を確保するため施設使用料を減免します。

・期間・減免額 平成24年3月まで使用料を2分の1減免

IV. 緊急の雇用対策により、市民の生活基盤を守ります

集中施策×4

施策13 被災者に対する緊急的な雇用の場の創出

施策14 復興需要の地元企業への還元を通じた雇用の場の確保

施策15 企業立地助成金の雇用加算要件の緩和による新規雇用の促進

施策16 即戦力型の人材育成によるミスマッチの解消

施策13 被災者に対する緊急的な雇用の場の創出

○被災された方々の雇用の場を確保するため、緊急雇用創出事業のさらなる活用などにより、約2,000人の雇用を生み出します。

○関係機関と連携して、民間企業へ協力を求め、できるだけ多くの雇用確保に努めていきます。

・緊急雇用創出事業の活用

国からの基金を活用して、緊急的な雇用を生み出します。

・災害復旧事業の活用

事業実施にあたって、被災者の雇用を求めます。

・農商工連携型農業者雇用モデル支援

被災した農業者を雇用し、その知識や技術を活用する企業に対し助成します。

施策14 復興需要の地元企業への還元を通じた雇用の場の確保

○ガレキ処理や緊急性の高い多くの工事について、随意契約により地元企業へ発注します。

○指名競争入札となる工事について、地元業者を優先して指名するほか、発注方式の工夫により、できるだけ地元企業が受け皿となるよう取り組みます。

○平成23年5月の契約分から、工事請負については、前払金の割合を10分の4以内から10分の5以内とし、下請企業の選定には契約書の中に地元業者からの選定に努めるよう明記するなど、資金が地域企業に還元するよう取り組みます。

施策15 企業立地助成金の雇用加算要件の緩和による新規雇用の促進

- 企業立地助成制度において、現在、新規雇用者等が50人以上の場合に限っている雇用加算助成について、20人以上の場合にも対象となるよう要件を緩和するなど企業誘致活動を強化し、新たな雇用の場の確保につなげます。
- 製造業立地促進助成金における雇用加算助成については、投下固定資産相当額100億円以上という要件を廃止します。

施策16 即戦力型の人材育成によるミスマッチの解消

- 就職につながる技術や資格の取得に加え、就業体験なども組み込んだ就職支援を行い、震災後拡大している雇用のミスマッチの解消を図ります。
 - ・**産業人材育成事業**
就職に有利な技術や資格の取得を目指し、さらに現場での実務経験を積むことにより、企業の即戦力となる人材を育成します。
 - ・**震災対応就職支援事業**
震災による離職者を対象に、スキルアップ研修や就業体験を行い、就職につなげる支援を行います。